

所得民税確定申告

平成13年分、所得税の確定申告や村県民税の申告が2月18日から始まります。

月潟村でも、2月20日から役場相談室において、各地区別に日程を決めて納税相談を行ないます。

相談期間中は、大変混雑しますので、先に配布済の「納税相談の日程について」をよくお読みの上、申告に必要なものを用意して、定められた日においてください。

*問い合わせ先
月潟村役場(税務係) ☎ 375-2710
卷税務署 ☎ 0256-72-2355



確定申告は「自力記載・自力申告」で

所得税は、各人の所得に対し課税される税金であり、各人が自分の所得金額とその所得金額に対する所得税額を計算して、これを申告し、その申告した所得額を自発的に納税する制度を採用しています。

同封の「所得税の確定申告の手続き」や「申告書の書き方」などを参考に計算し、確定申告

税を記載してください。
また、土地や建物の譲渡所得や贈与税の納税相談は、税務署のみの相談になります。
税務署の会場では、職員が納税者に代わって確定申告書等を記入することはありません。
なお、記入できないところは、職員が指導します。



私たちが確定申告のお手伝いをします

保険金を受け取ったとき

【生命保険】

保険金を受け取る場合、その保険金が死亡に基づくものか、満期によるものか、また、保険料の負担者は誰なのかなどによって課税方法が異なります。

夫婦の関係でみてみると、次の表のようになります。

| 区分 | 被保険者 | 負担者 | 受取人 | 保険事故等 | 課税関係 |
|----|-------|-----|-----|-------|---------------------|
| ① | | | | 満期 | 夫の一時所得(※) |
| ② | | | | 満期 | 妻に贈与税 |
| | | | | 夫の死亡 | 妻に相続税 |
| ③ | (契約者) | | | 夫の死亡 | 妻に相続税(生命保険契約に関する権利) |
| ④ | | | | 満期 | 夫の一時所得(※) |
| | | | | 妻の死亡 | |

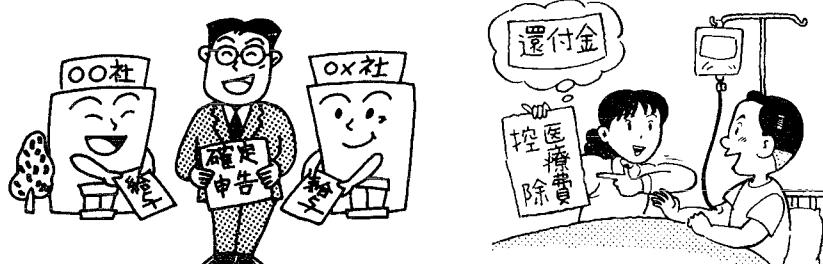
(※)一時所得の場合の課税所得の計算式

$$\{(保険金 - 支払保険料) - 50万円\} \times \frac{1}{2}$$

- ①事業をしている場合 不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成13年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額を超えるとき。
- ②サラリーマンで給与の年収が、2,000万円を超える時。給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える時
- ※①、②に該当しない場合でも、村・県民税の申告はしません。

- ③各種保険料控除の支払い証明
- ④身体障害者手帳及び戦傷病者手帳
- ⑤医療費控除を受けようとする方は医療費の領収書
- ⑥印鑑

- こんな所得税控除もあります
- ◎多額の医療費を支払った場合【医療費控除】
- ◎自家を新築・購入・増改築をした場合【住宅取得等特別控除】
- ※これらの控除を受けようとする人は、事前に関係書類を用意しておいてください。
- また、税務署から申告用紙の配布のあった人は、必ず持参してください。



経費目安割合

| | | |
|----------|-----|----------------------|
| 田作物 農業用 | 82% | 田作物の農業収入が一番多い人が使う割合 |
| 畑作物 農業用 | 73% | 畑作物の農業収入が一番多い人が使う割合 |
| 果樹栽培 農業用 | 71% | 果樹栽培の農業収入が一番多い人が使う割合 |

(注) 収入金額の一番多い業種の経費目安割合を用いて計算します。

経費目安割合方式による農業所得の計算方式

$$\text{収入金額} \times (1 - \text{経費目安割合}) = \text{所得}$$

例



大別当地区 S農家 田100a作付

今年は、130万円の収入がありました。

$$130\text{万円} \times (1 - 0.82) = 234,000\text{円} \longleftrightarrow \text{農業所得}$$

*経費目安を使用した場合、農業所得が赤字になることはありません。

田村です



鷺尾です



間嶋です